# 国立大学法人福島大学個人情報保護取扱規程

平成17年4月1日

改正 平成18年3月31日

平成19年3月30日

平成20年3月18日

平成20年3月31日

平成22年3月31日

平成24年3月13日

平成25年3月29日

平成25年9月3日

平成27年12月28日

平成28年3月22日

平成29年1月29日

平成31年3月19日

令和3年11月2日

令和4年3月31日

# (趣旨)

- 第1条 国立大学法人福島大学(以下「本学」という。)における個人情報保護の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 (定義)
- 第2条 この規程において「個人情報」、「保有個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「個人情報ファイル」、「行政機関等匿名加工情報」及び「本人」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条及び第60条の定めるところによる。
- 2 この規程において、「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定するものであって、本学が保有するものをいう。
- 3 この規程において「電磁的記録」とは、電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。
- 4 この規程において「部局等」とは、福島大学学則(昭和24年6月1日制定)第2条第 2項、第4項及び第5項に規定する各学類、第3条の2に規定する各機構、第4条に規定

する附属図書館、第4条の2に規定する各センター、第4条の3に規定する研究所、第5条に規定する各附属学校園及び第6条に規定する事務局をいう。

(開示請求の受付)

- 第3条 本学が保有する個人情報について、法第76条の規定による開示請求(以下「開示請求」という。)があったときは、総務課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。
  - 一 保有個人情報の開示を請求する者(以下「開示請求者」という。)に第1号様式の個人情報ファイル簿及びその他関連資料等を用いて、個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
  - 二 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に第2号様式の保有個人情報開示請求書 (以下「開示請求書」という。)の提出を求めるとともに、次条第1項に定める開示請 求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求に係る保有個人情報の本 人であることを示す書類の提示又は提出を求め、開示請求書に形式上の不備があるとき は、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
  - 三 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった個人情報を保有する部局等に送付するものとする。

(開示請求手数料の額)

- 第4条 開示請求手数料の額は、個人情報一件につき300円とする。
- 2 手数料は現金、現金書留又は銀行振込により納付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特定個人情報の開示請求について、開示請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、学長は、当該手数料を減額し、又は免除することができるものとする。

(開示等の検討)

第5条 学長は、保有個人情報の開示、不開示(以下「開示等」という。)を検討するに当たって、当該個人情報を保有する部局等の長及び関係委員会の意見を求めるとともに、必要に応じて情報公開・個人情報保護委員会に意見を求めるものとする。

(開示等の決定)

- 第6条 学長は、法第77条第3項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった 日から30日以内に開示等の決定をするものとする。
- 2 学長は、法第83条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長す

るときは、第3号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

- 3 学長は、法第84条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうち、相当の部分を除く残りの部分について決定する期間を延長するときは、第4号様式により当該開示請求者 に通知しなければならない。
- 4 学長は、法第85条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に 移送するときは、第5号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 5 学長は、法第86条第1項の規定により第三者から意見を聴取するときは、第6号様式 により当該第三者に通知しなければならない。
- 6 学長は、法第86条第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、第7号様式 により当該第三者に通知しなければならない。
- 7 学長は、法第86条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、第8号様 式により当該第三者に通知しなければならない。
- 8 学長は、開示等の決定をしたときは、第9 1号様式の保有個人情報開示決定通知書又は第9 2号様式の保有個人情報不開示決定通知書により当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示の実施方法)

- 第7条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを 閲覧することとする。
  - 一 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書 又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号 イに規定するもの)
  - 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
  - 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
  - 四 スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器に映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- 一 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 次に掲げるもの(口及び八に掲げるものにあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ本学がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。) により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)
  - イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。) 以下の大きさの用紙に複写したもの(口に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したもの(口に掲げるものに該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
  - ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したもの
  - ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(日本産業規格X060606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 四 スライド 当該フライドを印画紙に印画したものの交付
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第2項の規定により定める方法は、 それぞれ当該各号に定める方法とする。
  - 一 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号おいて同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法
    - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
    - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568 に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付
  - 二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
    - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

- ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
- 三 電磁的記録(前二号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
  - イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
  - ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
  - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)
  - 二 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
  - ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写した ものの交付
- 四 電磁的記録 前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法であって、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
  - イ 前号イから八まで掲げる方法
  - 口 当該電磁的記録を幅 1 2 . 7 ミリメートルのオープンリールテープ(日本産業規格 X 6 1 0 3、X 6 1 0 4 又はX 6 1 0 5 に適合する長さ 7 3 1 . 5 2 メートルのもの に限る。)に複写したものの交付
  - ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複写したものの交付
  - 二 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6 141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。)に複写 したものの交付
  - ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。)に複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
  - 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
  - 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付 (開示の実施)
- 第8条 学長は、法第87条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から第10 号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の 便宜を図って開示を実施するものとする。
- 2 保有個人情報の開示は、原則として総務課において実施するものとする。ただし、当該 保有個人情報を移動すると汚損の危険性がある場合又は開示を受ける者の居所等の都合 により総務課まで出向くことができない場合には、当該個人情報を保有する部局等におい て実施できるものとする。
- 3 開示を受ける者が保有個人情報の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、総務 課において当該保有個人情報の写しを送付するものとする。この場合においては、郵送料 を郵便切手で徴収するものとする。

(移送された事案)

第9条 法第85条第2項の規定による他の独立行政法人等又は行政機関から移送された 事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第5条から前条までの規 定に準じて行うものとする。

(訂正請求の受付)

- 第10条 本学が保有する個人情報について、法第90条の規定による訂正請求(追加又は 削除の請求を含む。以下「訂正請求」という。)があったときは、総務課において、次の 各号に定めるところにより受け付けるものとする。
  - 一 訂正請求を受け付けるときは、保有個人情報の訂正を請求する者(以下「訂正請求者」という。)に第11号様式の保有個人情報訂正(通知・削除)請求書(以下「訂正請求書」という。)の提出を求めるものとする。この場合において、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
  - 二 訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の副本1部を交付するととも

- に、訂正請求書の写しを訂正請求のあった個人情報を保有する部局等に送付するものと する。
- 三 訂正請求の受付は、保有個人情報の開示を行った日から90日以内とする。 (訂正等の検討)
- 第11条 学長は、保有個人情報の訂正、不訂正(以下「訂正等」という。)を検討するに 当たって、当該個人情報を保有する部局等の長及び関係委員会の意見を求めるとともに、 必要に応じて情報公開・個人情報保護委員会に意見を求めるものとする。

(訂正等の決定)

- 第12条 学長は、法第91条第3項に規定する補正に要した日数を除き、訂正請求があった日から30日以内に訂正等の決定をするものとする。
- 2 学長は、法第94条第2項の規定により訂正等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、第12号様式により当該訂正請求者に通知しなければならない。
- 3 学長は、法第95条の規定により訂正請求に係る保有個人情報について、訂正等を決定 する期間を延長するときは、第13号様式により当該訂正請求者に通知しなければならな い。
- 4 学長は、法第96条の規定により事案を他の法人等又は行政機関の長に移送するときは、 第14号様式により当該訂正請求者に通知しなければならない。
- 5 学長は、訂正等の決定をしたときは、第15 1号様式の保有個人情報訂正決定通知書 又は第15 2号様式の保有個人情報不訂正決定通知書により当該訂正請求者に通知し なければならない。
- 6 学長は、訂正の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、第16号様式の保有個人情報訂正決定通知書により当該保有個人情報の提供先に通知するものとする。

(利用停止請求の受付)

- 第13条 本学が保有する個人情報について、法第98条の規定による利用停止請求(消去 又は提供の停止請求を含む。以下「利用停止請求」という。)があったときは、総務課に おいて、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。
  - 一 利用停止請求を受け付けるときは、保有個人情報の利用の停止を請求する者(以下「利用停止請求者」という。)に第17号様式の保有個人情報利用停止(消去・提供の停止) 請求書(以下「利用停止請求書」という。)の提出を求めるものとする。この場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を

- 求め、利用停止請求書に形式上の不備があるときは、利用停止請求者に参考となる情報 を提供し、その補正を求めることができる。
- 二 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の副本1部を交付するとともに、利用停止請求書の写しを利用停止請求のあった個人情報を保有する部 局等に送付するものとする。
- 三 利用停止請求の受付は、保有個人情報の開示を行った日から90日以内とする。 (利用停止等の検討)
- 第14条 学長は、保有個人情報の利用停止(利用停止としない場合を含む。以下「利用停止等」という。)を検討するに当たって、当該個人情報を保有する部局等の長及び関係委員会の意見を求めるとともに、必要に応じて情報公開・個人情報保護委員会に意見を求めるものとする。

(利用停止等の決定)

- 第15条 学長は、法第99条第3項に規定する補正に要した日数を除き、利用停止請求が あった日から30日以内に利用停止等の決定をするものとする。
- 2 学長は、法第102条第2項の規定により利用停止等の決定を更に30日以内の期間で 延長するときは、第18号様式により当該利用停止請求者に通知しなければならない。
- 3 学長は、法第103条の規定により利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止等を決定する期間を延長するときは、第19号様式により当該利用停止請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、利用停止等の決定をしたときは、第20 1号様式の保有個人情報利用停止決 定通知書又は第20 2号様式の保有個人情報を利用停止としない旨の決定通知書によ り当該利用停止請求者に通知しなければならない。

(審査請求)

- 第16条 学長は、開示等、訂正等又は利用停止等の決定について審査請求があったときは、 情報公開・個人情報保護委員会の意見を求めるものとする。
- 2 学長は、前項の審査請求に対する決定をしたときは、第21号様式の審査請求に関する 決定通知書により当該審査請求人に通知しなければならない。
- 3 学長は、法第105条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、 第22号様式により当該審査請求人に通知しなければならない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いについて必要な事項は、学長が

別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月31日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月29日から施行し、平成24年7月9日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年9月3日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

# 第1号様式(第3条第1号関係)

# 個人情報ファイル簿

国立大学法人福島大学

個人情報ファイルの名称		
大学法人の名称		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
個人情報ファイルの記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨		
記録情報の経常的提出先		
開示請求等を受理する組織の	(名称)	
名称及び所在地	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他 の法律又はこれに基づく命令 の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 令第20条第7項に該当する ファイル	□ 法第60条第2項第2 号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提	
案の募集をする個人情報ファ	
イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提	
案を受ける組織の名称及び所	
在地	
行政機関等匿名加工情報の概	
要	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案を受ける	
組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案をするこ	
とができる期間	
備考	

		年 月 日
	保有個人情報開示請求書	
日立大学法人福島大学長 展	ŧ	
氏名	(ふりがな)	
	は居所	
<u>理給允</u>	電話番号: ( ) ) ) ) )	
個人情報の保護に関する法 : 、下記のとおり保有個人情	:律(平成15年法律第57号)第77条第1章 報の開示を請求します。 記	質の規定に基づ
開示を請求する保有個人	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	等(本欄の記載は任意です。)	
	ごさい。アを選択された場合は、その具体的なご	方法等を記載し
大学における開示の実施		
<実施の方法> ①閲覧	<u> ②写しの交付</u>	
<実施の希望日>		
写しの送付を希望する。		
手数料		
引示請求手数料(1 件 3 0 0	円) ここに領収書を貼ってください。	受付印
本人確認等		
	、 □法定代理人 □任意代理人	
	□運転免許証 □健康保険被保険者証	
	は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)	
□在留カード、特別別 書	x住者証明書又はこれらの書類とみなされるタ	<b>个</b> 国人登録証明
□その他		
	をする場合には、住民票の写し等を添付して	•
	代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ	記載してくださ
い。) (マ) <b>オト</b> の422 ロキ		然目;
	意代理人委任者	<b>俊兄人</b>
(イ) 本人の氏名 (ふりか		
	新	
(ウ) 本人の住所又は居	/// -場合、次のいずれかの書類を提示又は提出し	

	請求資格確認書類	頁 □戸籍	謄本 □	登記事項証明書	□その他	(
オ	任意代理人が請求	でする場合、	次の書類	を提出してくだる	さい。	
Î	<b>青求資格確認書類</b>	□委任状	□その他	( )		

「保有個人情報開示請求書」(裏面) <記載に当たっての注意事項>

1 「氏名」「住所又は居所」

開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所または居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。

また、連絡先電話番号は開示請求された保有個人情報についての照会を行う場合等に必要になりますので記入してください。なお、法定代理人又は本人の委任による代理人 (以下「任意代理人」という。)による開示請求の場合には法定代理人又は任意代理人 の氏名、住所または居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報について、保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施の方法等」

請求される保有個人情報について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、大学 における開示を希望される場合のご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

<開示請求手数料の納付について>

開示請求を行う場合には、1件の法人文書について300円を納付していただくこととなっています。

300円を別に定める納付書により、本学所定の窓口又は所定の金融機関に納付の上、 その領収書をこの請求書の所定の位置に添付して提出してください。

「国立大学法人福島大学個人情報保護取扱規程」により、特定個人情報の開示請求者 に経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、開示請求手数料が減額又は 免除される場合があります。

## 4 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる外国人登録証明書)等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合には、開示請求窓口に事前に相談してください。

(注)住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける 時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(開示請求前30日以内に作成)を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。なお、個人番号カードを複写機によ

り複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個 人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証 を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・ 番号を黒塗りにしてください。

#### (3) 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合のみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(開示請求前30日以内に作成)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。任意代理人が開示請求をする場合には、任意代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、本人による委任を証明する書類(開示請求前30日以内に作成)を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

第3号様式(第6条第2項関係)

第 号 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人福島大学長 印

開示等決定の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示等決定の期限を延長しましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 法第83条第1項の規定による開示等決定の期限
- 3 延長後の期間

日(開示決定等期限 年 月 日)

4 延長の理由

〈連絡先〉

国立大学法人福島大学

(担当者名)

TEL

FAX

第4号様式(第6条第3項関係)

第 号 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人福島大学長印

保有個人情報の開示等決定の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 84 条の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 法第84条を適用した理由
- 3 開示等決定する期限

年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。

年 月 日

〈連絡先〉

国立大学法人福島大学 (担当者名)

TEL

FAX

第5号様式(第6条第4項関係)

第 号 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人福島大学長 印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について(通知)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定に基づき、下記のとおり移送しましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報名	
移送年月日	年 月 日
移送先の独立行	独立行政法人等 (行政機関の長)
政法人等	(連絡先)
(行政機関の長)	部局課室名:
	担当者名:
	所在地:
	電話番号:
	E-MAIL:
移送した理由	
備考	移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法 人等(行政機関の長)が行うこととなります。

<連絡先>

国立大学法人福島大学

(担当者名)

TEL:
FAX:
E-MAIL:

第6号様式 (第6条第5項関係)

第 号年 月 日

(第三者) 様

国立大学法人福島大学長印

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(あなた、貴社等) に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があると きは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願 いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り 扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記個人情報に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限

<連絡先> 国立大学法人福島大学 (担当者名) TEL

FAX

第7号様式(第6条第6項関係)

第 号 年 月 日

(第三者) 様

国立大学法人福島大学長印

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている下記の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があると きは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願 いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り 扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 開示請求の年月日
- 3 法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由 適用区分 □第1号、□第2号 (適用理由)
- 4 上記保有個人情報に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
- 6 意見書の提出期限

〈連絡先〉

国立大学法人福島大学 (担当者名)

TEL

FAX

 $E\text{-}\mathsf{mail}$ 

第8号様式(第6条第7項関係)

第 号 年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人福島大学長印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について (通知)

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示決定した保有個人情報の名称等
- 2 開示することとした理由
- 3 開示決定をした日
- 4 開示を実施する日
- ※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に国立大学法人福島大学に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人福島大学を被告として、福島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

<連絡先> 国立大学法人福島大学 (担当者名) TEL FAX

第9-1号様式 (第6条第8項関係)

第 号 年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人福島大学長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報の名称等(全部開示・部分開示)
- 2 不開示とした部分とその理由
- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に 基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に国立大学法 人福島大学に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った 日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
- 3 開示する保有個人情報の利用目的
- 4 開示の実施の方法等(裏面の説明事項をお読みください。)
  - (1) 開示の実施の方法等 閲覧、写しの交付又は写しの送付から選択できます。
  - (2) 大学における開示を実施することができる日時、場所
  - (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

<連絡先> 国立大学法人福島大学 (担当者名) TEL FAX E-mail

## 〈 説明事項 〉

# 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に記入の上、申し出を行ってください。開示の実施の方法は、4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択できます。大学における開示の実施を選択される場合は、4(2)「大学における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。(なお、記載された日時に都合のよいものがない場合は、下に記載した「4担当窓口、連絡先」にご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、上記申出書にその旨を記載してください。この場合は、郵送料(郵便切手)が必要になります。

#### 2 不開示部分に係る不服申立て

決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立大学法 人福島大学長に対して審査請求をすることができます。

## 3 開示の実施について

大学における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、本通知書をご持参ください。

## 4 担当窓口、連絡先

開示の実施の方法等、不服の申立ての方法等について、その詳細またはご不明な点等がございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

〈連絡先〉

国立大学法人福島大学

(担当者名)

TEL

FAX

第9-2号様式 (第6条第8項関係)

第 号 年 月 日

保有個人情報不開示決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人福島大学長印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した保有個人情報の名称等
- 2 不開示とした理由
- ※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、国立大学法人福島大学に対し審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人福島大学を被告として、福島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

<連絡先> 国立大学法人福島大学 (担当者名) TEL FAX

第10号様式(第8条第1項関係)

年 月 日

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

国立大学法人福島大学長 殿

氏名 (ふりがな)

住所又は居所 <u>〒</u> 連絡先電話番号: ( )

個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)第 8 7 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申し出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

日 付 文書番号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

保有個人情報の名称	種類・量		実 施 の 方 法	
		1 閲覧	①全部 ②一部(	)
		<ol> <li>写しの 交付</li> </ol>	①全部 ②一部(	)

- 3 開示の実施を希望する日
- 4 「写しの送付」の希望の有無 有:同封する郵便切手の額 円

無

〈連絡先〉

国立大学法人福島大学

(担当者名)

TEL

FAX

(S	<b>R</b> 有個人情報訂正(追加・削除)請求書
国立大学法人福島大学長 展 氏名	设 公(ふりがな)
住河	<b>所又は居所</b>
<u>〒</u> 連絡	各先電話番号 ( )
	法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定に基 人情報の訂正(追加・削除)を請求します。
	記
請求に係る保有個人情報の 開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正(追加・削除)の趣旨	(趣旨)
及び理由	(理由)
2 請求者本人確認書類	□法定代理人 □任意代理人 保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード
(正刀用山根マンは)る ひり)	
□在留カード、特別永信 □その他( ※請求書を送付して請求す	注者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 ) ける場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
□在留カード、特別永信 □その他( ※請求書を送付して請求す 3 本人の状況等(法定代) い。) ア 本人の状況 □未成年	) ける場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してくださ 手者 (年月日生)□成年被後見人
□在留カード、特別永信 □その他( ※請求書を送付して請求す 3 本人の状況等(法定代) い。) ア 本人の状況 □未成年 □任意代 イ 本人の氏名(ふりがた ウ 本人の住所又は居所	) ける場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してくださ 手者( 年 月 日生) □成年被後見人 大理人委任者 は)
□在留カード、特別永信 □その他( ※請求書を送付して請求す 3 本人の状況等(法定代) い。) ア 本人の状況 □未成年 □任意代 イ 本人の氏名(ふりがた ウ 本人の住所又は居所 4 法定代理人が請求する場	) ける場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してくださ 手者( 年 月 日生) □成年被後見人 代理人委任者

第12号様式(第12条第2項関係)

第 号 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人福島大学長 印

保有個人情報訂正等決定の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定に基づき、下記のとおり訂正等決定の期限を延長しましたので通知します。

記

- 1 訂正請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 延長後の期間

日(訂正決定等期限 年 月 日)

3 延長の理由

〈連絡先〉 国立大学法人福島大学 (担当者名) TEL FAX

第13号様式(第12条第3項関係)

第 号 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人福島大学長 印

保有個人情報の訂正等決定の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、下記のとおり個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定を適用しましたので通知します。

記

- 1 訂正請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用した理由
- 3 訂正等決定する期限

〈連絡先〉 国立大学法人福島大学 (担当者名)

TEL

FAX

第14号様式(第12条第4項関係)

第 号年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人福島大学長 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について(通知)

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 96 条第 1 項の規定により、下記のとおり事案を移送しましたので通知します。

記

訂正請求に係る	
保有個人情報名	
移送年月日	年 月 日
移送先の	独立行政法人等(行政機関の長)
独立行政法人等	(連絡先)
(行政機関の長)	部局課室名:
	担当者名:
	所在地:
	電話番号:
	E-MAIL:
移送した理由	
備考	移送した事案に係る訂正決定等及び訂正の実施は、移送先の独立行政 法人等(行政機関の長)が行うこととなります。

<連絡先>

国立大学法人福島大学

(担当者名)

TEL: FAX:

第15-1号様式(第12条第5項関係)

第 号 年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

(訂正請求者) 様

国立大学法人福島大学長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定に基づき、下記のとおり訂正しましたので通知します。

記

- 1 訂正する保有個人情報の名称等
- 2 訂正請求の趣旨
- 3 訂正決定をした内容とその理由
- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に国立大学法人福島大学に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人福島大学を被告として、福島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

〈連絡先〉 国立大学法人福島大学 (担当者)

TEL

FAX

第15-2号様式 (第12条第5項関係)

第 号 年 月 日

保有個人情報不訂正決定通知書

(訂正請求者) 様

国立大学法人福島大学長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、不訂正としましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 不訂正とした理由
- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に国立大学法人福島大学に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人福島大学を被告として、福島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

〈連絡先〉 国立大学法人福島大学 (担当者名)

TEL

FAX

第16号様式(第12条第6項関係)

第号年月

保有個人情報訂正決定通知書

(保有個人情報の提供先) 様

国立大学法人福島大学長 印

(保有個人情報の提供先)に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定に基づき、訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報 (氏名、住所等)
- 3 訂正請求の趣旨
- 4 訂正決定をした内容及び理由

〈連絡先〉

国立大学法人福島大学

(担当者名)

TEL

FAX

第18号様式(第15条第2項関係)

第 号 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人福島大学長 印

保有個人情報利用停止等決定の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)第 1 0 2 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり利用停止等決定の期限を延長しましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 延長後の期間

日(利用停止決定等期限 年 月 日)

3 延長の理由

<連絡先> 国立大学法人福島大学 (担当者名) TEL

FAX

第19号様式(第15条第3項関係)

第 号年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人福島大学長 印

保有個人情報の利用停止等決定の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、下記のとおり個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条の規定を適用しましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用した理由
- 3 利用停止等決定する期限

〈連絡先〉 国立大学法人福島大学 (担当者名)

TEL

FAX

第20-1号様式(第15条第4項関係)

第 号 年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

(利用停止請求者) 様

国立大学法人福島大学長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定に基づき、下記のとおり利用停止としましたので通知します。

記

- 1 利用停止とした保有個人情報の名称等
- 2 利用停止請求の趣旨
- 3 利用停止としない部分とその理由
- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に国立大学法人福島大学に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人福島大学を被告として、福島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

〈連絡先〉

国立大学法人福島大学

(担当者)

TEL

FAX

第20-2号様式(第15条第4項関係)

第 号 年 月 日

保有個人情報を利用停止としない旨の決定通知書

(利用停止請求者) 様

国立大学法人福島大学長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定に基づき、下記のとおり利用停止としないこととしましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 利用停止としない理由
- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に国立大学法人福島大学に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人福島大学を被告として、福島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

〈連絡先〉

国立大学法人福島大学

(担当者)

TEL

FAX

第21号様式(第16条第2項関係)

第 号 年 月 日

審査請求に関する決定通知書

(審査請求人) 様

国立大学法人福島大学長 印

年 月 日付けで審査請求のありました件については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 審査請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 審査請求に対する決定
- 3 審査請求に対する決定の理由

<連絡先> 国立大学法人福島大学 (担当者名) TEL FAX

 $E\text{-}\mathtt{mail}$ 

第22号様式(第16条第3項関係)

第 号 年 月 日

(審査請求人及び参加人) 様 (開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者) 様 (反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人福島大学長 印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(通知)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく開示決定等に対する 次の審査請求について、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同法第10 5条第2項の規定に基づき通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の名称			
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]			
審査請求	(1)審査請求日		
	(2) 審査請求の趣旨		
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号		

<連絡先>

国立大学法人福島大学

(担当者名)

TEL:

FAX:

- 第1号様式(第3条第1号関係)
- 第2号様式(第3条第2号関係)
- 第3号様式(第6条第2項関係)
- 第4号様式(第6条第3項関係)
- 第5号様式(第6条第4項関係)
- 第6号様式(第6条第5項関係)
- 第7号様式(第6条第6項関係)
- 第8号様式(第6条第7項関係)
- 第9 1号様式(第6条第8項関係)
- 第9 2号様式(第6条第8項関係)
- 第10号様式(第8条第1項関係)
- 第11号様式(第10条第1号関係)
- 第12号様式(第12条第2項関係)
- 第13号様式(第12条第3項関係)
- 第14号様式(第12条第4項関係)
- 第15 1号様式(第12条第5項関係)
- 第15 2号様式(第12条第5項関係)
- 第16号様式(第12条第6項関係)
- 第17号様式(第13条第1号関係)
- 第18号様式(第15条第2項関係)
- 第19号様式(第15条第3項関係)
- 第20 1号様式(第15条第4項関係)
- 第20 2号様式(第15条第4項関係)
- 第21号様式(第16条第2項関係)
- 第22号様式(第16条第3項関係)